

議案第12号

藤岡市介護保険条例の一部改正について

藤岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市介護保険条例の一部を改正する条例

藤岡市介護保険条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に、「、当該各号」を「当該各号」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第2項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に、「、当該各号」を「当該各号」に、「同条」を「同項」に改め、「おいては、」の次に「同項の規定により読み替えて適用する」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第50条第3項の規定に準じ、市長が特別な事情があると認めた要介護被保険者が受ける法第49条の2第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内で市長が定める割合」とする。

第3条第1項中「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に、「、当該各号」を「当該各号」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第2項中「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に、「、当該各号」を「当該各号」に、「同条」を「同項」に改め、「においては、」の次

に「同項の規定により読み替えて適用する」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第60条第3項の規定に準じ、市長が特別な事情があると認めた居宅要
支援被保険者が受ける法第59条の2第1項各号に掲げる予防給付について
当該各号に定める規定を適用する場合（同条第2項の規定により読み替えて
適用する場合に限る。）においては、同条第2項の規定により読み替えて適
用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を
超え100分の100以下の範囲内で市長が定める割合」とする。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か
ら平成32年度まで」に改め、同項第1号中「32, 200円」を「34, 9
00円」に改め、同項第2号及び第3号中「48, 300円」を「52, 30
0円」に改め、同項第4号中「57, 900円」を「62, 800円」に改め、
同項第5号中「64, 400円」を「69, 800円」に改め、同項第6号中
「77, 200円」を「83, 700円」に改め、同項第7号中「83, 70
0円」を「90, 700円」に改め、同項第8号中「96, 600円」を「1
04, 700円」に改め、同項第9号中「109, 400円」を「118, 6
00円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平
成30年度から平成32年度まで」に、「28, 900円」を「31, 400
円」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3
条の改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤岡市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分
の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、
なお従前の例による。